

広報とやま 令和6年(2024年)5月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

退会するのに違約金！キャンペーン価格で入会したジム



【相談例】

近所にスポーツジムがオープンし、新規入会キャンペーンの割引料金で申し込みをした。ジムでマシンを使って運動したところ、膝が痛くなってしまった。退会を申し出ると「キャンペーン価格で入会した場合、半年間はやめられない。やめる場合は半年分の会費に相当する違約金を支払わなければならない」と言われた。

【アドバイス】

- スポーツジムなど、店舗で交わした契約は原則クーリング・オフできません。
- 契約する際は、契約書面や規約を必ず読み、施設の利用方法や退会の手続き、解約時の料金精算方法などを確認しましょう。確認の際、分からないことはスタッフに十分に説明してもらいましょう。
- 特にキャンペーンなどで入会金無料や月会費の割引を行っている契約では、その条件として、一定の期間解約が出来なかったり、中途解約すると違約金などを請求されたりすることがあるので注意しましょう。
- 入会后、健康状態などにより通うことが困難になる場合もあります。不安がある場合は、事前に家族や医師に相談しましょう。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047
相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)
※(祝)(休)、年末年始およびCiC休館日は除く。